

午前10時30分開会

○永田委員長 では、おはようございます。これより、地域文教委員会を始めます。以降、着席にて進行いたします。

初めに、理事者の異動がありましたので、お手元の名簿（案）を配付しておりますので、ご確認ください。この中で星印の記載のある方が異動のあった理事者となります。異動のあった理事者の紹介を地域振興部長よりお願いいたします。

○村木地域振興部長 ただいま委員長からご説明がございましたが、さきの臨時会でご議決いただきました、区独自の特別支援給付金に係る事務を迅速かつ確実に執行し、区民生活を包括的に支援するため、地域振興部に新たに特別支援給付金担当課長を設置することとなりました。この職に現在オリンピック・パラリンピック担当課長にありますが神河課長がこの職を兼務することとなりましたので、ご報告いたします。よろしくをお願いいたします。

○永田委員長 はい。これについて何か質疑、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。いいですね。分かりました。はい。次に行きます。

欠席届の確認をいたします。ちょっと赤海麴町出張所長は、公務のため午後より、猿渡神田公園出張所長は、介護のため欠席となります。ご了承をお願いいたします。

日程の確認をいたします。お手元の本日の日程及び資料をご確認ください。こちらの日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。

（1）議案第48号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例について、理事者からの説明を求めます。

○辰島万世橋出張所長 議案第48号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例について、地域振興部資料1に基づき説明いたします。

（仮称）外神田一丁目公共施設の整備に伴い万世橋出張所の位置、住所地が変更となることから改正するものでございます。

現在の万世橋出張所は、千代田区外神田一丁目1番11号ですが、新しい出張所は、千代田区外神田一丁目1番13号になります。

新旧対照表は、別紙のとおり。千代田区規則に定める日から施行いたします。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○永田委員長 はい。それでは、この件につきまして質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 よろしいでしょうか。討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、討論は省略いたします。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第48号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 賛成全員です。よって、議案第48号は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、（2）議案第49号、千代田区区民館条例の一部を改正する条例について、理事者からの説明を求めます。

○辰島万世橋出張所長 議案第49号、千代田区区民館条例の一部を改正する条例について、地域振興部資料2に基づき説明いたします。

（仮称）外神田一丁目公共施設の整備に伴い新たに設置する万世橋区民館に係る規定を整備するとともに、千代田区区民会館条例の廃止、併せて区民館に対する規定の整備を行うため改正するものであります。

改正の概要ですが、まず、万世橋区民館の名称及び位置を加えるもの。万世橋区民館に係る集会室の種別や使用料を加えること。神保町区民館に係る集会室の種別について一部を和室から和洋室に変更するもの。万世橋区民館の利用開始により、区民会館の廃止に伴って千代田区区民会館条例を廃止するものでございます。

新旧対照表は別紙のとおりで、千代田区規則で定める日から施行いたします。

説明は以上です。ご審議のほどをお願いいたします。

○永田委員長 はい。それでは、この件につきまして質疑を受けます。よろしいでしょうか。

たかざわ委員。

○たかざわ委員 この万世橋区民館、使用料がここに出ておりますけども、ちょっと後ろをばっと見たんですけども、以前と比べて上がっているのか、上がっていないのか、据置きなのか、下がっているのか、その辺を教えてくださいませんか。

○辰島万世橋出張所長 使用料に関しましては、まず、お部屋の成り立ちがちょっと変わってまいりますので、今の部屋から新しい部屋というふうに直接比較ができないんですけれども、利用者の部屋の利用勝手によって、安くなることも考えられますし、あるいは据置き、あるいはまた高くなる。それは、そちらはちょっとここでは一概に高くなったとか低くなったというのは、ちょっと答えられないです。すみません。

○たかざわ委員 この使用料というのは、広さによって決まっているわけですか。

○辰島万世橋出張所長 規模ですとか、あるいは他の区民館との均衡を図りながら、料金のほうは設定させていただいております。

○たかざわ委員 他の区民館もそうなんですけども、基準というのは、その広さによって1平米幾らぐらいというような基準というのが、あるのか、ないのか。

○辰島万世橋出張所長 特に、平米で単価というものは、こちらで想定はしていません。

○たかざわ委員 そうしますと、この使用料というのはどういう基準で決められているのでしょうか。

○辰島万世橋出張所長 まず、他の区民館との使用料との均衡を図って決定し、また、原価計算を行いまして、施設の維持管理経費とか運営に関わる費用を基に出しまして、それと乖離がないようなところで設定をさせていただいております。

○たかざわ委員 それでは、全ての区民館がそのような算出方法を取っているということ

でよろしいですか。

○辰島万世橋出張所長 ちょっと直近の出張所、区民館の積算が、もう十数年以上前ですので、ちょっとその当時の資料を持ち合わせていないんですけれども、基本的な考え方としては変わらないと思います。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 今、原価計算と言われましたけれど、この原価計算の基になるものは、いわゆる区民館のスペースだけなのか、それとも建物全体なのか。

○辰島万世橋出張所長 こちらは、まず、建物の全体の面積とまたこの施設の面積とを用いて計算をしています。

○牛尾副委員長 あそこの建物は、いわゆる区民館だけじゃなくて、社協が利用するのか、あとは観光協会が利用するとか、児童館になるのかという、スペースもあると思うんですけれども、そこも含めた計算になるんですか。それとも、純粹に区民館の部屋のスペースだけ、会員のスペースだけになる。どっちなんですか。

○辰島万世橋出張所長 各部屋ごとですので、こちら、区民館の部分になります。

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 神保町の区民館の中の新しく名称を和室から和洋室なんですけど、すみません、ちょっとイメージができないんですけれども、初めてこの和洋室というのができているようなんですけれども、ちょっとご説明いただけますか。

○武笠神保町出張所長 神保町区民館の3階に和室Aというお部屋がございます。もともとは畳44畳の和室でございました。それが、平成29年度で、毎月和室Aをご利用いただいている長寿会から、畳では高齢者にとって立ったり座ったりが大変だというご要望が出まして、テーブルと椅子を使用できるようにしてほしいとのお話でございました。

そのため、平成30年の改修工事の中で、和室Aの床をテーブルと椅子を使っても差し支えないように、クッションフローリングという、フローリングですけど多少柔らかい素材に改修したものでございます。

改修後も、靴を脱いで使用する部屋であったり、障子やふすまなど和室の雰囲気はそのままであったために、引き続き和室Aという名称を使ってきたところでございます。

しかし、この部屋の改修のほうに、利用者の方々、なじんでこられますと、逆に和室という畳のイメージがあるため、フローリングで和室というのは分かりにくいというお話が出てまいりまして、今回、万世橋区民館の整備に伴う条例改定と併せて集会室の種別の変更を行いたいとして、載せさせていただいたものでございます。

○池田委員 確かに、和室をこれまで利用している町会の方々、利用しづらいという声は聞いたこともあるんですが、大変これは画期的かなと思います。ほかの出張所について、和室、それぞれありますけれども、今後、このように靴を脱いで、しかも椅子を使って机を使ってという出し入れ、今、している出張所がほとんどかなと思うんですけれども、その辺りは、今後、ほかの出張所とかもこのような和洋室に変えるという予定はありましたらお示しください。

○赤海麴町出張所長 池田委員の今のご質問なんですけれども、現時点では、まだ各区民館にあります和室をフローリングに変えていくというような計画は、特にございません。

○池田委員 いや、フローリングではなくて、今言われたように、少しクッションがあっ

て、畳ではなくて、靴を脱いでも椅子で座るとか、今、最近飲食店でも和式の座敷なんだけれども、そこに椅子を使って食事をするというスタイルが増えてきておりまして、やはりご高齢の方もなかなか足、膝が悪い方とかもいらっしゃる中で、和室に近いんだけど椅子を使いたいというところでの、その出し入れも、大変、各所では、きっとまだそのようなスタイルだと思うんですが、今後そのような、フローリングではなくて、少しアレンジをするというような予定はいかがでしょうか。

○赤海麴町出張所長 貴重なご意見ありがとうございます。現在、区民館によっては、委員おっしゃるように、座卓ではないんですけども、少しだけ高め、何ていうんでしょう、椅子というんでしょうか、を使用してというところもでございます。

現在、ニーズとしてどうだというのが、まだつかみ切れておりません状態でもありますので、和室を和室のまま、そういった椅子で対応していけばいいのか、または、少ししつらえを変えていくのがいいのかは、今後、調査研究してまいりたいと思っております。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

この件につきましては、討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第49号、千代田区区民館条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第49号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、（3）議案第50号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、理事者からの説明を求めます。

○安田児童・家庭支援センター所長 それでは、お手元の教育委員会資料1に基づきまして、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、1の趣旨でございますが、厚生労働省が定めております省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、放課後児童支援員の資格を取得するための要件が変更されたことから、規定整備を行うものでございます。

次に、2の概要ですが、放課後児童支援員の資格を取得するために修了する必要がある研修の実施者に、これまでの都道府県知事、政令指定都市の長のほかに、今回新たに中核市の長を加えるというものでございます。

また、その他の規定整備といたしまして、放課後児童支援員に必要な資格の明確化に関する規定整備を併せて行います。

次に、3の新旧対照表でございますが、資料の2枚目に別紙として添付をさせていただきます。

いておりますので、こちらをご覧ください。

条例第11条の第3項中に、中核市の長の規定を追加するとともに、その他の規定整備をいたしております。

また、附則により改正条例の施行期日については、公布の日からとしております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○永田委員長 それでは、この件につきまして質疑を受けます。

○牛尾副委員長 これは、また政令市に加えて、今度は中核市も含めるということになりましたけど、これ、規制が緩和された背景といたしますか、それはご説明いただけますか。

○安田児童・家庭支援センター所長 この規制が改正されました背景、その経過・経緯でございますが、これは、やはり全国レベルで見た場合に、特に地方の都市では、なかなか放課後児童健全育成事業の放課後児童支援員、この資格を有する方の人材の確保が難しいという実態があるということから、国のほうに、やはり地方からの規制改革の要望としてこれが寄せられまして、それを受けて、国のほうで、より幅広く裾野を広げるといいますか、この資格を取得するために必要な研修の実施者、そこを広げたというものでございます。

○牛尾副委員長 なかなか、地方では確保が難しいと。千代田とか都心ではどうなんですかね、確保という点では。

○安田児童・家庭支援センター所長 例えば千代田区をはじめ、特別区、いわゆるこの都心のほうでは、現在のところ、特段そういった放課後児童健全育成事業の放課後児童支援員の不足という、そういう状況にはないというふうに認識をしております。

○牛尾副委員長 分かりました。

○永田委員長 はい。

ほかに、質疑よろしいでしょうか。

○河合委員 指定都市の長が行う研修を中核市の長もこれからは行いますよということなんですけど、具体的に千代田区としてはどういうふうに組織をつくって、研修というか行っていくのか。その辺が分かれば教えてください。

○安田児童・家庭支援センター所長 この中核市は、自治法上の中核市という、そういう扱いになりますので、特別区は、この中核市には入りません。

したがって、東京、特別区の場合は、例えばこの、地方の中核市、あるいは政令指定市の研修を受講された有資格の方、あるいは前回の委員会でもご質問ございましたけれども、現在、実態としては、東京都が実施をしております研修の受講をされた有資格の方、そういった方が多数を占めているという現状でございますので、特に私ども千代田区を含めての特別区が、今回の条例改定に伴って、何かそういった組織等の改正等々、そういったものが予定はございません。

○河合委員 そうすると、いわゆる文言は増えたけど、実態は今までどおりだという解釈でよろしいんですね。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。河合委員のご指摘のとおりでございます。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

西岡委員。

○河合委員 一応確認しておくか。

○西岡委員 今の現状で、放課後児童支援員の稼働している人数というのは、把握していらっしゃるでしょうか。確認だけでも。

○安田児童・家庭支援センター所長 まず、公立の児童館の場合は、こちらの有資格者、総勢、合計で53名でございまして、それから民営のほうの学童クラブ等、こちらにつきましては、合計で71名。これを割合で申し上げますと、いわゆる職員に対する割合で申し上げますと、公営の場合は約80%の職員が有資格と。そして、民営の場合は約76%の有資格者の割合というふうになっております。（「大丈夫ですか」と呼ぶ者あり）

○西岡委員 はい。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、討論は省略いたします。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第50号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 賛成全員です。よって、議案第50号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、（4）議案第55号、千代田万世会館の指定管理者の指定について、理事者からの説明を求めます。

○菊池コミュニティ総務課長 それでは、地域振興部資料3に基づきまして、議案第55号、千代田万世会館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

まず、一つ目、1番、提案理由でございます。千代田万世会館の指定管理期間が来年3月末をもって満了となることから、指定管理者候補者選定委員会の審議を経て指定管理候補者を選定したため、ご議決を頂くものでございます。

2番、指定管理者候補者名は、株式会社日比谷花壇でございます。

恐れ入りますが、裏面の6をご覧ください。6、選定経過でございます。

まず、（2）にありますとおり、4月に第1回の選定委員会を開催いたしまして、募集要項を定め、この中で（1）に掲げております選定基準等を決定いたしました。その後、5月に現地説明会を実施いたしまして、6月に主に財務評価に関する第一次審査を実施いたしました。この段階で応募のあった団体は、1団体となっております。書類審査の結果、この応募団体が第一次審査を通過いたしました。そして、7月に応募団体によるプレゼンテーション審査に基づく第2回選定委員会を実施いたしまして、応募団体を指定管理者候補者として選定いたしました。

（3）評価結果につきましては、評価者5名の合計点、1,000点満点中60%以上を採用基準として設定しまして、804.5点を得たものでございます。

選定委員会のメンバーでございますが、7の名簿をご覧ください。地域振興部長を委員長とし、学識経験者として、公認会計士の井上様、区民代表として、麴町地区連合町会長の横山会長、万世橋地区連合町会会長の作道会長、区職員として、管轄の万世橋出張所長の辰島所長で構成いたしました。

恐れ入ります。資料表面にお戻りいただきまして、3の選定理由でございますが、当該団体は、都内、ほかの自治体においても葬祭施設の指定管理業務の実績があり、ノウハウが期待できること。利用者のヒアリング等から、葬祭業において重要な公正公平な対応を重視していることが伺えること。さらに、新型コロナウイルスの影響による市場の縮小の中でも、サービスの向上のための意欲が感じられたことなどによるものです。

また、事前の財務評価におきましても、収益力の改善が今後の経営課題であるものの、資金・収支計画とも合理的なもので、疑義を生じるものではないと判断されました。

4番、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

5番、指定管理者が行う業務は、（1）会館管理業務、（2）施設設備、物品の維持管理、（3）その他、区への報告書等の作成などの業務でございます。

いま一度裏面をおめくりいただきまして、最後の8番、今後のスケジュールでございます。本定例会におきまして、指定管理者の指定の議決を頂きましたならば、その後、業務継続を可能にするための債務負担行為の設定を令和3年第1回定例会でご審議いただき、令和3年3月まで区と事業者間で協議を行いながら、令和3年4月1日に協定の締結の予定となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明は以上です。

○永田委員長 はい。それでは、この件につきまして、質疑を受けます。

○小野委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、今回、選定の中で、総じて優れた提案内容ということなんですけれども、サービス向上のための創意工夫が見られるということで、どのような創意工夫だったのか、もし分かれば、ぜひこの場で教えていただければありがたいです。お願いします。

○菊池コミュニティ総務課長 こちら、自主運営の業務として、東京都の葬祭業組合と連携した講座などを実施しておりまして、葬儀の講座などを実施しております。また、コロナ禍の中で非常に葬祭業を実施するということは、非常に区民の方、気になされているんですが、そういった中であっても3密回避策に非常に積極的に取り組まれているというようなことが挙げられました。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

○河合委員 この指定管理者、審査を行うにしても、1団体しか応募がなかったということで、比較対象が非常に難しいのかなと思うんですけども、この指定管理者の制度を導入するときに、いわゆる民間でいろいろ競わせながら、よりよいものを区としては選択していくと。それと並行して、行政もスキルを保ちながら、その業者のよしあしを判断できるようにしていこうということだったと思うんですけども、1者しか出ていないということで、ここを選ぶしか、もしくは駄目ですよというしかないんですけども。そのときに、要求水準がいろいろ出されたと思うんですね。でも、1者しかいないから、要求水準、これちょっと低いけどしょうがないなといって諦めたのか、行政が出した要求水準が全てクリアをしたのか、その辺を教えてくださいませんか。

○菊池コミュニティ総務課長 こちらとして、評価基準として基本方針ですとか財務の安定性ですとか、業務内容の水準等を評価基準として設定しておりました。特定の内容を拝見いたしますと、全てにおいて平均点以上を得点しておりますので、評価項目としては優秀だったというふうに考えております。

○河合委員 参考でちょっとお聞きしたいんですけども、1回その指定管理者に実績がつくと、どうしてもインセンティブといいますか、ほかがなかなか入りにくくなってくると。あそこがこれだけの実績を積んだから、今後我々が入ってもなかなか指定が取りにくいというような状況もあるかと思うんですけども、その辺の、何ていうかな、対策というのはなさっているのでしょうか。

○菊池コミュニティ総務課長 今回、結果として1者しか審査ができなかったという経緯はあるんですけども、実は、書類審査の段階ではもう1者ございました。で、その1者は、第一次審査の前に手を下ろされてしまいまして、結果的にこの1者しか残らなかったという経緯はあります。

ですから、間口としては、私ども狭めているつもりはございませんでして、その2者の中で選んでいった経過として、結果的に1者を選ばせていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

○河合委員 実際、1者しか応募がなかったんで、しょうがないんですけども、今後とも幅広い募集を心がけていただければなと思っておりますので、よろしくその辺はお願いしたいと思います。

○永田委員長 じゃあ、関連で。

たかざわ委員。

○たかざわ委員 今、河合委員からもあったんですが、1者だけで判断するというのは、なかなか周りから見てもどうなのかなという思いはあるんですね。ほかの指定管理もみんなそうなんですけども、今まで万世会館は、私の記憶では、指定管理を受けた団体は2団体という認識なんですけど、それでよろしいですか。

○菊池コミュニティ総務課長 すみません。この日比谷花壇の前に、どの業者にあったとかという記録が、ちょっと私、今、手持ちで、ございませんので、今の委員のご質問にちょっとお答えできる状況ではないので、申し訳ございません。

○たかざわ委員 以前はこの日比谷花壇ではなかったと思うんですけども、どこの指定管理を選定するに当たっても、やっぱり1者だけというのは、ちょっと、周りからもどうなのという目で見られがちなので、できる限り多くの、まあ今回は2者あったということなんですけども、窓口を広げて、工夫をして、できれば競争でこういう指定管理の団体を決定するという形を取っていただきたいと思っておりますので、これからいろいろ対応するに当たって、検討しなきゃいけないところもあるんでしょうけども、その辺のお考えはいかがですか。

○菊池コミュニティ総務課長 今般の選定に当たっては、この1者ということになってしまったんですが、次回、また選定するような機会がありますので、その際には、委員ご指摘のような視点も踏まえて、なるべく多くの企業の方に申し込んでいただけるような工夫をしてまいりたいと考えております。

○村木地域振興部長 いいですか。補足させていただいて。

○永田委員長 はい。地域振興部長。

○村木地域振興部長 ただいまのコミュニティ総務課長のご答弁、ちょっと補足させていただきます。

先ほど、たかざわ委員からご指摘ございましたように、現在の日比谷花壇は、指定管理が始まって以来、2者目の事業者でございます。

それから、今、課長のほうから答弁ございましたように、指定管理者の募集に当たりましては、できるだけ多くの募集者が出るように、公表の仕方とかいろいろ工夫しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 確認なんですけれども、裏面のほうの（3）の評価結果の中に、米印で、募集要項の中で応募団体が1団体だった場合には60%以上の得点を得ることとありますけれども、1団体ということなので、そこにしか決定はできないということもあるんですけれども、この60%というのは、そこまで妥協しないといけないという理由が何かあるんでしょうか。

○菊池コミュニティ総務課長 この総合点の考え方なんですけども、評点を1、2、3、4、5というふうに並べていて、5点が最大の得点というところで、平均のところでは取ると3点なんです。そうすると、それを3点を全部取りますと平均点が60点というところですので、そのところをクリアしている必要があるだろうという考えのもとに、この基準点を設定させていただきました。

○池田委員 まあ、平均点以上ということでは理解するんですけれども、やはり1者である以上は、やはりある程度のクオリティーというか基準を満たしていないといけないところが、標準、3点でいいのか、もしくは、これはもう本当にもう1者あって、競い合って、たまたま得点率80%と、今回の、評価されていますけれども、例えば民間の保育園とかの指定管理だったりとか、プロポーザルだった場合の選定基準での得点というのが、内訳でこれは何点だった、これはどれくらいポイントがあったというふうに内訳があったんですけれども、今回のように、これ全体で1,000点満点で800点だということしかここには記載されていないので、それが、たまたま今回これだけの得点になりましたけれども、本当に果たしてこの60%で満たされるのかというところが多少心配なんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○菊池コミュニティ総務課長 今、委員ご指摘の件ですけども、得点をお示ししていないところで、例えば一つ一つの判断基準のところでは、評点が大きく下がっているにもかかわらず、ほかの評価基準においてすごく評価が高くて、総合で平均するとこの804点というような採点になったのかというようなご趣旨の質問ではないと思うんですが、実際、ちょっと評価項目を拝見していると、全ての項目において平均点以上を獲得しております。ですので、どこかの項目においてすごく評点が悪くて、どこかの評点において評価が高いというような評価ではなかった。平均して、よい水準の評価を持っていたということは、ご理解いただきたいと思います。

○永田委員長 いいですか。

○池田委員 はい。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。では、この件につきまして質疑を終了いたします。
討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第55号、千代田万世会館の指定管理者の指定についてに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 賛成全員です。よって、議案第55号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

子ども部の報告事項に入ります。

（1）学校等施設の暑さ対策について、理事者からの説明を求めます。

○小池子ども施設課長 学校等施設の暑さ対策につきまして、教育委員会資料2を用いましてご説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

今年度の学校の夏休みでございますが、皆様方ご案内のとおり、8月から8月の20日過ぎ、第3週までという、期間が短かったことがございます。8月の第4週、残暑の厳しい時期には、学校活動が始まっていたという状況がございました。また、新型コロナウイルスの感染症対策の関係から、教室等におきまして換気が必要であったということがございます。密閉を避けるという観点から換気が必要であったということがございました。また、近年の暑い夏ということで、熱中症情報も毎日のように発表される状況がございました。

そういった状況がございましたので、緊急に学校施設等に関しまして、暑さ対策を行いましたので、ご報告を申し上げます。

1点目、対策内容等。

麴町中学校です。麴町中学校という学校は、平成24年に竣工でございますが、当時は先進的なエコスクールということで、換気を取り入れる中で環境に配慮するというような学校づくりになっています。

で、今般の夏ということをお考えますと、新型コロナウイルスということも考えたということの状況を考えますと、より一層、生徒への配慮が必要であるということが求められると判断しました。それに伴いまして、学校と協議を行いまして、冷風機、それからサーキュレーターを緊急に配置を行いました。

2点目、千代田小学校、幼稚園です。神田さくら館でございますが、こちらに関しましては、冷温水発生機による空調のシステムになっております。2台あるわけですが、1号機が不具合がございました。ということから、1台のということでございますので、冷房能力が低下するという状況がございました。

で、千代田小学校、幼稚園、児童・家庭支援センターの要望というのがございましたので、扇風機、冷風機等を緊急に配置をしたという経緯がございます。

その他の施設でございますが、こちらに関しましては、この2施設に限らず、学校、それから幼稚園、保育園、それから児童館等でございますけれども、緊急な、必要だということで、新型コロナウイルスの対応が必要だということ、換気が必要だということから、こういった暑さ対策で対応を行ったところでございます。

3番目、今後の対応でございますが、麴町中学校に関しましては、次年度以降ということをお考えまして、追加の空調機の設置ということをお考えます。天井や壁などに関しまして、機器の取付けが可能かどうか、技術的な観点からの検証を行っております。その上で、工事という形で行っていきたいというふうに考えております。

千代田小・幼稚園（神田さくら館）に関しましては、冷温水発生機の故障の対応を行っておりますが、配管の交換が必要であるということが判明しております。大規模な修理ということが必要になりまして、終了は秋になるということでございます。暖房が必要な11月、12月には十分間に合うようにやってまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。では、この件につきまして質疑を受けます。

○秋谷委員 今年は夏休みの時期もずれて、子どもたちも暑かったと思うんで、早急な対応をしていただいてすごくありがたいなと思ったんですけども、実際、何度から何度になったとかは分かるんでしょうか。

○小池子ども施設課長 麴町中のほうの気温の変化、導入後という意味ですか。

○秋谷委員 そうですね。

○小池子ども施設課長 導入前の気温をまず申し上げますと、9月の1日の日の温度を取っておりますが、4階の普通教室でございますが、26度になっておりました。このときの——それから、ということになります。10日過ぎが、もう設置があるんですけども、それに関しても、気温の関係もあるんですけども、26度程度でございますので、ほとんど状況としては、実態上は変わってはいないということ。まあその日の気温によっちゃいますので、あれなんですけども、はい。

○秋谷委員 効果があったんならすごくいいんですけど。やっぱり子どもたちが集まって、教室にたくさん人がいると、こういった建物でも機械がたくさんあれば暖かく、暑くなっちゃいますし、実態に応じた気温設定、室温設定にさせていただけるよう、常に配慮していただけたらと思うんですけど、その点、どう対応なされていますか。

○小池子ども施設課長 今回の対応に関しては、緊急な対応であるということが間違いございませんので、温度設定というようなことができるようなものではございません。冷風機とサーキュレーターでございますので、これに関しては、本当に緊急なものだということで、学校のほうで邪魔になるとか、音がするとかということで、学校活動に邪魔にならないようなもので涼感を感じられるものということで、緊急に配慮したということでございます。

今後といいますか、来年度以降の話ですけども、空調の設置ということをする場合には、もちろん温度設定ができるようなもので考えますし、というような状況になっていこうと思います。

○永田委員長 西岡委員。

○西岡委員 すみません。今お話がありました温度もそうなんですけれども、保育園も同

様で、湿度も関係した暑さ指数というのを見ていらっしゃると思うので、そちらも配慮いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。ご答弁は特に大丈夫です。

○永田委員長 でも、湿度についての管理に何か答弁できれば。

子ども施設課長。

○小池子ども施設課長 WBG T 指数だったかなと思うんですけども、それに関しましては、保育園のほうでそういったことの調査みたいなことをやっているという現実がございます。そうした温度管理だけではなく、湿気の対策ということも必要だということは、十分分かっておりますので、今年度ということではないんですけども、今後、そういったような温湿度管理ということでやってまいりたいというふうに考えております。

○永田委員長 はい。

池田委員。

○池田委員 これ、麴町中学と千代田小・さくら館と書いてありますけれども、児童生徒からの要望だったのか、学校の教職員からだったのか、確かに夏休みが変動されて、暑い時期に学校に行くということは変わりなかったんですけども、参考までに、それぞれの校舎の施設の中で、本当に暑い、熱中症に近いかどうかもありますけれども、保健室等へ何でしょうね、少し救護があった実態というのは把握されていますか。

○小池子ども施設課長 具体的にその何件というのは持ってなくて、申し訳ないんですけども、そういったことがあったということ、麴町中とか千代田小に限らずそういったことがあったということは聞いております。

件数とかということになると、麴町中や千代田小が多かったかということ、それはちょっとよく分からないんですけども、実際に熱中症対策ということが必要な状況であったということは間違いないのかなと思います。

○池田委員 ほかの学校でももちろん承知していると思いますけれども、なかなか空調関係が完備、完全にできているというところも、全部があるかどうかというところも把握をされないといけないのかなと思うんですけども、実際に各学校施設等で、これ、2件だけですけども、ほかの状況はいかがなんでしょうか。

○小池子ども施設課長 2番目のところに、上記2施設に限らずということで、一応書いてはいたんですけども、具体的に申しますと、麴町小学校とか一番町児童館とかというのが、具体的に言うと、記憶の中ですけどもございました。そこに関しましても、緊急に冷風機であるとかというものを学校、それから館とご相談のもとにやっていったということがございます。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 今年は本当にまだまだ暑さが続くと思いますんで、早急に冷風機とかの対策というのはすぐですね、取って、子どもたちのためにもやっていただきたいと思うんですけども。これの対策の内容を見ると、千代田小の場合は、故障だから致し方ないというふうに思うんですけども、麴町中の場合は、あそこはエコスクールということで、先進的な取組だと、学校だということで、床から、たしかやるんですよ。

で、これが対応できなくなっちゃったということなのか。要するにここ数年続く暑さのために、そのためにこういった要望が出てきたのか、それとも、あそこも生徒数がどんどん増えているんですけども、そうした影響なのか、それはどういう影響なんですかね。

○小池子ども施設課長 先ほどちょっと申し上げましたけど、麴町中学校に関しましては、エコスクールということで、環境に配慮したということが一つの流れとしてございます。そういったことから、強いというのかな、冷房という形ではなくて、涼温房とかというような言い方で言っているんです、涼風をというような形のものというつくりでございました。で、そちらに関しては、そういった形で造られた学校であるという現実がございまして、近年の暑さということがございますので、そういったことは、そういった声は聞いていたということがございます。しかしながら、今年の夏休みということを考えますと、8月の第4週目のときに、かなりその声がございました。それは、もちろん生徒からもございましたし、それから保護者の方からもございました。

といったことを考えますと、もちろん温暖化といいますか、暑くなってきているということとそれから今回の新型コロナウイルスの対策ということもあるのかなということとございますので、今後のことを考えまして、次年度以降は空調ということも考えていきたいということで申し上げております。

○牛尾副委員長 来年がコロナがどうなるか分かりませんが、学校の長期休業がない限りは、夏休みは通常どおり来年から取るわけですね。だから、今年のような特別な8月に学校に行かなくちゃいけなくなっちゃったという状況は、ちょっとどうなるか分かりませんが、通常の場合は、そういった対策を取らなくてよくなると思うんですけども。

今回、また空調をまた入れるわけじゃないですか。要するに、これまではエコということで国の補助金が出ているようですけれども、こういった対応で学校を造ってきたと。それが、ここのところの猛暑によって、もうこういったシステムが対応できなくなっちゃったと、暑さに。ということで、空調を入れるのか、その辺のちょっとね、その辺がね、いま一度もう一回説明していただければと思うんですけども、どうなんですかね。

それとも、要するにこの間、麴町中学校というのは、人数がすごく生徒数が増えているじゃないですか。それによって、一橋は非常に快適だという話なんですけども、麴町の場合は、あれだけの人数が教室に入っちゃうもんだから、それで何かもう暑くなっちゃったということなのか、その辺のところがいまいちちょっとのみ込めないんで、説明いただけますか。（発言する者あり）

○小池子ども施設課長 ご質問ありがとうございます。平成24年と比較してということであれば、間違いなく温暖化ということは間違いなことだろうということは、まあ周知のことなのかなというふうに考えます。

学級数といいますか人数ということで申しますと、平成24年当時は、11学級、12学級というのが実際上でございました。現状は15学級あるというのが現実でございます。

ただ、それが理由かどうかという、現実にはその数字だけを申し上げたということは間違いはないんですけども、そういったことを踏まえまして、冷房ということも……

○牛尾副委員長 必要になったと。

○小池子ども施設課長 追加の冷房ということも必要であろうということで、状況を見て判断していくんだろうなというふうに考えているということでございます。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 昨今の暑さは、外出をしないようにですとか、運動をしないようにとい

うような暑さなんですよ。で、恐らくこれから温暖化が進んでいくという状況の中で、エコスクールという、もうこの時点で、もう五、六年前で、もう時代遅れになっている。まさかお茶の水小学校にそれを取り入れるなんていうことはしないでしょうね。

○小池子ども施設課長 はい。そういう形にはなっておりません。

○たかざわ委員 体面より子どもの学習のことを考えてやっていていただきたい。外気を取り入れる案であれば、今、春、秋、短くなっちゃっていますけども、そのときに窓を開けて外気を取り入れたり、今、コロナだから大変、外の換気をしなきゃいけないということで、そういう対応になっているんだと思うんですけども。

ところで、九段高校、旧九段高校、九段校舎は、まだ、窓はこれだけしか開かないんですか。

○小池子ども施設課長 ちょっと、そのところまで分からないというのが現実でございます。申し訳ございません。

○たかざわ委員 この時期で、換気が必要ですよということがありますので、空気清浄機やなんかがついているわけではないので、窓が開けられないということになると、換気もままならないのかなと思いますので。以前、九段高校から譲渡されるときに、ちょっと事故があって、窓を開かなくしちゃったんですよ。そういうこともありますので、その対応を考えて、子ども施設課のほうで考えていただかなければいけないのかなというふうに思っているんですが、いかがですか。

○小池子ども施設課長 はい。その旨、検討いたしたいというふうに考えます。

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 暑さ対策ということなんですけども、確かに空調機を設置して増やすということで、涼しくはなるかもしれませんが、相変わらず換気はしなきゃいけないということはやめられないと思いますが、例えば換気をして窓を開けて、しかもそれで冷風を流すということでも、全部にどこまで行き渡るか分からないという心配もあるんですが。

ちなみになんですけども、例えば個別対応というか、個々に今よくあるような小型扇風機だったりとか、あとは、本当に今、水筒、水分補給を含めた、持参を含めて、どの程度緩和するようなお考えは何かないですか。

○小池子ども施設課長 児童・生徒にそういった暑さ対策、個人としてといいますか、そういったような暑さの対策をやっていくということは、その学校現場等で、そういったことで一体でやっていきたいというふうに考えておりますので、ハード面だけということでは、多分足りないと思いますので、そういった換気とか給水とか水を飲むとか、そういったことに関しては、学校と一緒に話し合っていきたいと思っています。

○永田委員長 あれ、現状で個人で持つようなああいう扇風機みたいなもの、あれの持込みはできないんですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）（発言する者多数あり）そうですね。（発言する者あり）

子ども施設課長。

○小池子ども施設課長 私、ちょっとそこまで分からなくて申し訳ないんですけども、そういったので授業をやっているというところは見たことはないので、あんまり、（発言する者あり）千代田区の場合ですと、ということですけども、そういったものは、その学校長のそういったことになるのかなと思いますので、お調べしたいと思います。

○池田委員 分かりました。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 暑さ対策で、今、給水機が各学校でコロナ対策のために使えないじゃないですか。個人でお茶を持ってくるというふうになっていると思うんですけども。お茶を忘れてきちゃう子たちもいるという場合に、学校で何かそういった対応とかはされるんですか。

○佐藤指導課長 事例としてどのように対応したかというところまでは調べていませんが、それなりの思いやりのある対応をして……

○牛尾副委員長 しています。（「宿題忘れたとか、そういう」と呼ぶ者あり）分かりました。

○永田委員長 西岡委員。

○西岡委員 すみません。ちょっと長くないように、短めに。今の関連なんですけれども、ごめんなさい、自治体名を覚えていないんですが、どこかの自治体では、生徒が家から持参した水分を補給するための水筒で、もう全てなくなってしまったと、飲んでしまって。その後に、無料の自販機を置いておいて、もう幾らでも買えるように、買えるようにというか、ボタンを押せば飲めるようにするというシステムが、すみません、ちょっと報道ベースでしか見ていないんですけども、自治体でそういう紹介がありましたので、ちょっとそういうのもご参考にいただけたらと思います。

で、今期からは難しいでしょうけど、来年からそういうふうにしていただけたらいいのかなと思います。ちょっとご参考にしてみたいかどうかがでしょうか。

○佐藤指導課長 ちょっと私が答えていいかどうか分からないんですが、私も報道ベースで……

○西岡委員 あ、見ましたか。

○佐藤指導課長 見ましたし、そういうお話も聞いたことがありますので、そういったことも考えていく時代なのかなというふうには思っているところでございます。

○西岡委員 ちょっと、何か普通のお水とかじゃなくって、ボタンを押すと、出てくるの。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 暑さ対策で、ちょっとこれ、賛否両論あると思うんですけど、我々も立場上スーツを着たり、夏でもしているじゃないですか。でも、家に帰ると、短パンとTシャツでいますよね。大分温度差が違う、と。今、学生さんはみんな制服、中学生は着ているじゃないですか、あの、学校のね。夏でも長いズボンで。ああいうのを実験的に短パンにしちゃうとか、Tシャツでもいいよとか、これは制服を設定したって、いろんな理由があるんでしょうけど。それとは別に、暑さの対策だけを見ると、そういうことも幅広く考えていかないと、なかなかこの酷暑、猛暑を乗り切るには大変かなと思うんですけども、その辺はどうでしょうね。

○佐藤指導課長 この夏でするので、かなり報道もなされて、それこそ服の着方、タックインするかタックアウトするかで、温度の感じ方も違うというようなどころも出てきておりますので、ご意見を参考に学校長と相談をしてまいりたいと思います。

○永田委員長 一つの選択肢として。

○佐藤指導課長 そうですね。はい。

○永田委員長 ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、この件につきましては、終了いたします。

続きまして、（２）和泉小学校・いずみこども園等施設整備について、説明を求めます。

○小池子ども施設課長 和泉小学校・いずみこども園等施設整備に関しまして、教育委員会資料3をご覧ください。

こちらに関しましては、この地域文教委員会で検討の状況は、随時ご報告申し上げておりました。直近では、3月に準備会というものをやっております、準備会の意見が、こういった意見がございましたということをご報告申し上げました。で、本来であれば、その後、即、そういった形で検討体制に入っていくということなんですけども、コロナウイルス対策等があり、こういった形になって、その検討体制ということを考えましたということでご報告申し上げます。

庁内検討会の設置です。こちらに関しましては、「隣接する公園等」ということで、全庁的に検討していく必要があるということから、庁内検討会の設置を考えております。この件に関しましては、準備会の意見で学校等の改築ということ考えた場合、仮校舎であったり、仮園舎であったりということが非常に大事なことになってきますねということがございました。で、そういったご意見の中で、公園と一体的といいますか、公園も考えた検討をやっていくことはできないんでしょうかという声がございました。ということから、庁内検討会ということをご検討したいというふうに考えております。

庁内検討会の構成メンバーですけれども、子ども部とそれから環境まちづくり部、公園の所管部署ですけれども、それと政策経営部、財産管理の担当部門です。という形の部長・課長に入らせていただきまして、庁内検討会で検討していきたいというふうに考えております。

2番目、ワーキンググループでございます。こちらに関しましては、学校関係者、保護者、それから地域代表者ということで、準備会という形で少人数の準備会をやっておりました。その準備会のメンバーにそのままやっていただきまして、学校とかこども園がどうあるべきかということのご意見を集約したいというふうに考えております。メンバーは、下表のとおりです。こちらに関しまして、この庁内検討会、ワーキンググループ両輪で検討していきたいというふうに考えております。

3点目です。裏面に参ります。地域等への意見聴取と合意形成です。こちらに関しましては、学校、それからこども園等の改築ということをごこれまでやってきた場合には、その地域の協議会を設置するという形でやっていったという経緯がございます。で、その件に関しまして、メンバー構成であるとか、それから人数が多いとか、それから、これじゃ足りないとか、それから、協議会の意見が全体の意見なのかとか、声の大きな人たちだけで協議会ってやっているんじゃないのかとか、というような、そういった反省といいますか、ご指摘があったのも事実でございます。

そういったことを考えまして、このワーキンググループと庁内検討会ということをやっている間に、それである程度まとまったものに関しまして、町会や地域の関連団体にご説明しに参るということをご考えております。で、意見や要望を聞いていきたい。

②番目に関しましては、地域向けとか子ども向けであったり保護者向けに、アンケート

等の実施を考えております。そういった形で意見を聴取する方向を考えています。①と②を繰り返し継続的にやっていく中で、関係者の合意形成を図ってまいりたい。

三つ目が、それによってまとめました基本構想（案）に関しまして、パブリックコメントを行って、意見を聴取するという形で案をまとめていきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールでございますが、2年度に関しまして庁内検討会、ワーキンググループでの検討と、基本構想の検討があります。3年度に入りましたら、地域等へのご説明を行ってまいりまして、基本構想ということでまとめていきたいと。その後、基本設計に着手ということで、4年度ということで考えております。

4年度に実施設計に着手をいたしまして、5年度、実施設計完了後に、5～8年度工事、9年度開設というのが大まかなスケジュールで考えております。

ご説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。

この件につきまして、質疑を受けます。

○牛尾副委員長 これはもうずっと、この間、協議会のメンバー同士でいくとか、いろんな議論がありました。先ほど課長が、これまでの協議会では、駄目だと、問題があるということで反省があって、今回こういう形にしたということでしたけれども、まず、じゃあ今後は、協議会じゃなくてこういった形でほかのところも進めていくということなのか、それとも和泉小学校はこうしていこうということになったのか、どちらなんですか。

○小池子ども施設課長 ご指摘の点は、これまでもこういった委員会でご指摘がございました。で、協議会ということが悪いということでは全然なくて、そういうことではないんですけれども、そのやり方として、メンバー構成であったりとか、それから、意見を反映できているのかというようなことがあったので、今回、こういう形でやっていこうと。学校・こども園だよねということから入っていくということで、こういった形でちっとまとめてから入っていくということでございます。

で、①②というふうに申し上げましたけども、アンケート等で、やはりその協議会でやったほうがいいのかという声があれば、それはそれでまたそういった検討もやっていくということになろうかなと思います。意見として、そういったことじゃなくて、まずは固めてからじゃないですね、案としてご説明ができるものをまず見せて、それでやっていくと。で、今後、学校改築に関してこの方向でやるのかということですけども、それはまだ今後の問題ということになろうかなと思います。

○牛尾副委員長 つまり、保護者、地域向けのアンケートというのは、その和泉小学校をつくっていくに当たって、こういった形で議論していくかというところまでアンケートを取ることなんですか。

○小池子ども施設課長 アンケートはまだ、こういった形ということは考えてはいないんですけれども、実際には、まずは学校、こども園というのは、どんな学校がいいねということのご意見を聴いていくというのが、こども園、保護者向けになろうかなと思います。で、地域向けということに関しましては、これもちょっとまだあれなんですけども、公園のあり方であったり、その、パークサイドプラザといいますか、そういったことをどうしていくとか、そういったことのアンケートになろうかなと思います。

○牛尾副委員長 ですよ。要するにどんな学校にしたいか、ね、こういう機能があったほうがいいんじゃないかとか。どんな雰囲気为学校にしていきたいかとか、そういったことを聴いて、それを聞いて、それを生かしていくということだと思っんですけれども。要するに、私も、やっぱり、利用する子どもたち、また地域の皆さんの幅広い意見を取り入れるような、で、最大限をそれを生かすようなことでやっていただきたいと思っんですけれども。

この庁内検討会のメンバー、あとワーキンググループの構成員を見ると、人数的に、庁内検討会の人数がこれだけいると。ワーキンググループは、少人数というかな。こういった形で進めていくということなんですけれども。まず、この庁内検討会とワーキンググループ委員会のこの関係といますか、これをちょっと教えていただけますか。

○小池子ども施設課長 庁内検討会に關しましては、先ほども申し上げましたけれども、学校の改築、それからこども園の改築というようなことをやっていく場合に、準備会をやった経緯がございますので、準備会の意見の中で、仮校舎であるとか仮園舎であるとか、継続的に学校ってやっていかなければいけないものだということは間違いないので、そこはどうなるのかね、引っ越しが大変だよなとかという、そういう声がたくさんございました。

で、その学校がどうあるべきか、ということとは別の話として、その仮校舎であるとか、実際にどういうふうになっていく、どういうことを検討していくということが、どうなるのかねということが疑問としてありました。で、その際には、事務局が子ども部だけでしたので、公園があるじゃないのとかという声もあったんですけれども、それは現実としてありますねということだけで終わっていたということがあります。で、そういった声をその庁内検討会の場で、公園部署それから財産管理の部署も入ってもらわなければ、絵に描いた餅といますか、あれはいいね、これはいいね、だけで終わってしまうのではないかなということがありますので、庁内検討会のほうで実際にそれが可能かどうかとか、そういったことを検討していく。

それで、ワーキンググループに關しては、それこそ先ほどこちらからも申し上げましたけれども、新しい学校、こども園というのはどういったのがいいねということを検討していく場というふうに思っています。だから、それを、そのやり取りというのが、そのやり取りをやっていく中で、新しいその整備計画が出来上がっていくんだと思います。

○牛尾副委員長 じゃあつまり、実際どのような学校にしていくかと。どのような建物にしていくかということ、このワーキンググループの中でイメージを持っていくと。で、庁内検討会は、そういった建物が建つのが本当に可能なのかとか、あとは、仮校舎もそうですよね、どうするかとか、そういった、何というか、いわゆる事務方といますかね、そういったものを検討していくという認識でよろしいですか。

○小池子ども施設課長 大まかに言うと、そのとおりかなと思います。ただ、その切れ目というのが、なかなかないと思っんです。学校、園でこういったものがないというようなことになると、じゃあ、何階建てになるだろうとか、そういった話って当然出てくることだと思っんですので、庁内検討会とは、そういったやり取りはやる中で、ここは決まったからこっちというような形じゃなくて、大まかにはそのような方向でやっていきたいということで考えております。

○牛尾副委員長 分かりました。本当に、先ほど私が言ったとおり、幅広い意見を取り入れるという視点で、いろいろ検討していただきたいと思うんですね。で、例えば、学校もそうですけれど、隣の和泉公園も、学校の改築と併せて、そのままにするのか、それとも公園も整備していくのかというふうなことが、これから決めていくんだと思うんですね。お茶の水の場合は、錦華公園の場合、参加者を募って検討会ということで一般の方も参加して、ああでもないこうでもないという議論をしながら、よりよい公園をつくっていきこうというふうになって、すばらしい取組だなというふうに思っているんですけども、そういった感じで、和泉小学校も難しいとは思いますが、アンケートだけではなくて、より、いろんな方々が意見を出せるような、そういった形での協議を進めていただきたいと思うんですけども、ちょっとこのメンバーを見ると、そうした、学校関係者は当然入っているんですけども、PTAの方も、ちょっと若干1名ずつになっちゃったかなというふうなことを思うんですけども。ここは、こう、より、何といたしますかね、複数の関係者を入れていくというような考えがあるのか、それとも、このメンバーでいくでしたら、そういった声を幅広く集めていくには、アンケート以外にも何か方法があるのか、そこはどうなんですかね。

○小池子ども施設課長 1点目のアンケートだけじゃなくてという錦華公園の例をご紹介いただきましたけども、その意見交換会みたいなことだったり、オープンハウスとかをやっていると思いますけども、それ自体のことにしましては、「アンケート等」というふうに言っているというところで、「等」の中に入っているという、僕はその認識でこの資料は作っております。そういったご意見があれば、そういったことでやっていきたいというふうに考えております。

それから、ワーキンググループのメンバーに関してですけども、これも、少人数でのほうが、意見は聞きやすいよねということから入っておりますので、もし、それだけで足りないということが、自分だけじゃ心配なんだよというようなことであれば、別にその、人数を増というようなことは、当然あり得る話だと思います。

○牛尾副委員長 まあ、いいや。いい。

○永田委員長 はい。

ほか、よろしいでしょうか。

○河合委員 幅広い意見を聞くとか、これは大事かと。町会の関係もあるでしょう。ただ、一つ忘れてもらっては困るのは、和泉小学校にしろ、こども園にしろ教育施設なんですね。で、一番大事にしなきゃいけないのは、教育施設としてどういうふうに運営をしていくか、どういう学校をつくっていくかということが一番大事。で、今、牛尾委員からワーキンググループは少ないと言ったけども、基本的な方針というのは、いわゆる学校の関係者、そこで構築をしていくと私は思います。そこから幅広く、町会等関係団体ですね。学校としては、こういう方針を決めましたと。ここに対してご意見はどうですかと聞くのが、本当は筋かなと思っています。

なぜこういうふうにするかということ、富士見小学校をつくる時に、地域の声を、または団体の声を聞き過ぎて、訳の分かんない地域活性化室というのをつくった経緯があります。あれを処理するのに10年ぐらい、もっとか、そのぐらいかかりましたよね、最後。教室を最終的にどうやって活用していくかと。で、この経験があるんで、この轍は踏まな

いように、そこも踏まえて対策をお願いしたいというのが私の意見です。どうでしょうか。

○小池子ども施設課長 ご意見、ありがとうございます。そういったご意見がございませぬ。まずは、学校、こども園だよねということからこのワーキンググループという形で、その意見をまとめていきたいというのが願いの中心になっています。で、その案を実際に可能かどうかじゃないですけども、庁内検討会でも検討をやりながら、それから、議会にも諮りながらご説明をして、そして地域へご説明していくという流れで考えておりますので、牛尾委員のおっしゃっていたものと反するわけではないと思うんですけども、まずはこのワーキンググループという形で始めていって、そして、骨格といいますか、ある程度のものがまとまりましたら、またご説明してまいりたいというふうに考えております。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 ちょっと、私、誤解を与えるような、私は、要するに、誰でもかれでも入れろと言っているわけじゃないんですよ。あそこが学校だというのは当然承知していて、要するに、子どもたちとか保護者とか、いろんな方、たくさんいるじゃないですか。そういった、学校を利用している方々の声を十分に反映させてくれということであって、誰でも彼でもと言っているわけじゃないんで、そこは言っておきたいと思っておりますので。

○小池子ども施設課長 ありがとうございます。そういったことでございますので、そのアンケート等そういったことでご意見を聞いていく中で、まとめていきたいというふうに考えております。

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 このワーキンググループの中の構成員なんですけれども、PTA関係者、町会関係者というざっくりなところなんですけど、おおよそのこれ、幅というんですか、人数はどうなんでしょうか。

○小池子ども施設課長 今現在8名程度を考えています。この行の数というようなことで考えています。

○池田委員 まあ、これ、町会関係者が、そうすると1名、学校運営協議会の委員の人が1名ということで、かなり絞ったワーキンググループかなと。で、ちょうど去年の同じ時期の常任委員会で、やはり、全く「整備について」という資料をお出しいただいて、そのときは、これまでの麴町中学、富士見小、九段小、お茶の水小という経緯で、これだけの協議会を立ち上げようということで報告がありました。で、その後、また感度が変わって、協議会じゃなくて、もっと整備会的なところで、小ちんまりしたPTAを主体とした委員になったと。

先ほど課長が、あくまでパブリックコメントを取って、アンケートを取って、場合によっては、また、そのさっきの副委員長ではないですけども、人数を増やす可能性もあるというところで、かなりその辺りは、確かに今回この庁内検討会というのが新たに設置されて、ある程度その教育施設としての方向性はできるかもしれませんが、その辺り、いろんな人の話を聞くという、最初に間口を広げて狭めて、何か、どういうふうな方針でお考えなのかなというところが、いまいち見えてこないんですけども、もう一度お答えいただけますか。

○小池子ども施設課長 誠に申し訳ございません。まずワーキンググループというものを設置したというのは、学校とこども園というのがまず骨格ですよということ、まず、

そういった議論があるということで、この8名で自由な意見が言えるような場でやっていきたいというふうに考えていると。で、それに関しては、メンバーはほとんど変わっていませんけども、準備会ということでやってきたメンバーです。で、そのメンバーの方々の声で、学校の改築ということを考えたら、仮校舎であるとかそういったことが当然必要になってくるよね、公園はどうなのという話で、そこで止まっちゃっていたんですね。で、それについて、庁内検討会というのを設けて、その学校とか、公園のことも含めて検討するという体制ができた。で、それでもって、またそのワーキンググループ、これまでの言った準備会ですけども、骨格となるその準備会のほうに、もう一度そういった形でご説明をして、で、今度はその8名だけじゃ多分足りないでしょうから、アンケートとかをやりながら意見を聞いて、骨格を決めていきたいという流れです。

だから、その流れの中で、協議会という話がありましたけども、これまでやっていた協議会が駄目ということじゃなくて、今回はこの形でやっていきたいということをご説明申し上げているということでご理解いただければ、協議会の合意形成ということではなくて、この形でやっていくということもありなのかなと。もしそれが駄目ということであれば、そういったまた協議会ということも、また考えられないわけじゃないんですけども、実際には、このワーキンググループと庁内検討会と意見集約のアンケート等という形で考えているということでございます。

○永田委員長 はい。

ほかに。（発言する者あり）はい、どうぞ。

○佐藤教育担当部長 教育担当部長です。

この整備の検討体制について、皆様から様々なご意見を頂きました。今までですと、このワーキンググループ、これを拡大して行って、施設の整備検討協議会の構成になっていったと思います。で、ここから増やしていきますと、あの人を入れる、この人を入れるということで、30人とか35人、40人という組織になってしまって、なかなか意見集約が難しいというような状況がございました。

で、先ほどからもお話ありますけれども、錦華公園の整備だとか東郷公園の整備だとか、いろんな参画と協働ということで地域の意見を聞いていくやり方を、今、各部でトライしております。我々も従前の整備協議会を否定するものではありませんが、今回は、こういったことにトライさせていただきたいというふうに考えています。

地域の合意形成、意見聴取等については、この資料の裏面にもありますけれども、我々のほうでアウトリーチして行ってご説明していくと、その中でいろんな意見をいただいて、そこにその意見を吸い上げたものとして学校をつくり上げていくということで考えております。もちろん議会の皆様方にもご意見をいただきながら、いい学校、いいこども園、あそこの和泉地区の公共施設を整備していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○永田委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっと、この学校というところでもいろんな関係者がいらっしゃるので、非常に意見の集約などを含めて難しいと思いますけれども、今回はこの形でやっていかれるということが理解できました。

ちょっと念のため確認なんですけれども、やっぱり学校、それからこども園となってく

ると、子どもの学習とか成長を支援するための環境をいかにつくっていくかという。ハードというのは、やっぱり環境だと思いますので、その環境をつくっていくために、みんなが集って知恵を出し合って、どんな建物にしていくか、どんな周辺にしていくかというところかなと思っていますけど、そこについては間違っていないですか、私の捉え方として。

○小池子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。学校というのは、ハードだけという、ハードの整備とは申しまして、教育環境であるとか、子どもたちにとって、その成長であるとか、そういったことをあえてやっていくべきものでございますので、そういったことを、学校運営協議会というのがワーキンググループに入っておりますけれども、これ、学識経験者といいますか、という方が入っていらっしゃる。玉川大の道德の先生なんですけども、そういった新しい学校づくりというようなこともやっっているような、学校運営協議会ということで入っていらっしゃる先生です。そういった方のご意見も入りながら、ワーキンググループで自由な意見という形でやっていきたいというふうに考えております。

○小野委員 ということは、このワーキンググループの中には専門家も入っていらっしゃるということで解釈いたしました。今回、令和2年度の中に基本構想の検討というのがありますけれども、この基本構想の検討の中に、どんな教育環境、すなわちハードを作っていくかというところも盛り込まれていると思いますが、その解釈でよろしいですか。

○小池子ども施設課長 基本構想ということで、ハードとソフトと両方入ったものになるのかなと思っています。

○小野委員 分かりました。そうすると、1人、専門家が入っていらっしゃるということなんですけれども、このコロナでニューノーマルだけではなくて、そもそも未来に求められる人材というところを育む中で、どんな教育環境を提供していくかというのはすごく大事だと思います。そこで、外部の専門家のアドバイザーを時折招いてアドバイスをもらうだとか、いろんな知見、専門的な知見を入れつつ、骨子を固めていくということをしなないと、やっぱりいろんな方、地域の方とか、保護者の方というのは、すごく大事な意見だとは思いますが、どうしても目先のことになってしまったりする場合もあると思いますので、そこだけちょっと整理をしていただくと大変ありがたいです。

○小池子ども施設課長 基本構想の調査検討という経費を頂いております、その外部のほうの専門の学校建築の計画の研究所みたいなところも入って、契約を結ぼうというふうに考えております。で、その方々に絵を描いてもらったり、そのワーキンググループに入ってもらったりとか、それから、庁内検討会のほうにも入るような感じでやっていきたいというふうに考えております。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 このワーキンググループのメンバーなんですけれども、学校関係者ですよ。で、あそこは学童クラブもあるじゃないですか。で、今までも学童のほうから、もうあれ、これというようなご意見、ご要望とかはあるんですけれども、今回、ワーキンググループに、その学童関係者が入っていないというのは理由があるんですか。

○小池子ども施設課長 まずは、学校——それは、別に特段理由はございませんで、学校、こども園という骨格を決めていく中で、こういった形でやっていくということなので、その中で、学童かどうかあるべきかとか、そういったことが当然あれば、その方々にも意見を

聞いていくということは間違いございません。

○牛尾副委員長 では、今後、学童関係者も委員の中に入っていかもしれないと。要するに、小学校の子どもたちの、いわゆる第2の家庭なわけじゃないですか、学童クラブというのはね。要するに学校がよくなっても、学童は、例えば狭かったりとか、機能が悪かったりとかすると、それはそれで問題だと思うんですよね。だから、ご検討いただいて、学童関係者の、あそこは特に委託しているわけだから、そういったところの意見も取り入れられるような検討もしていただければと思うんで、よろしくお願いします。

○小池子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。準備会のご報告をさせてもらった中にも、学校とこども園と学童というようなご意見があったかと思えます。その件に関しましては、そのセットで考えていくということは、このメンバーであっても、準備会のときも共通認識であったかなと思えます。

事業者が入っていないということをおっしゃっているのかなと、そういうわけではないですね。そうすると、PTAの関係者の方の中に、学童クラブ利用の方も入っていらっしやいましたので、その辺は大丈夫だとは思いますが、意見として足りないようでしたらば、そういったことも考えていきたいと思えます。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 それでは、一旦休憩します。

午後0時03分休憩

午後0時04分再開

○永田委員長 再開いたします。

続いて（3）令和3年度入学 中学校学校選択状況について、説明をお願いします。

○小原学務課長 それでは、教育委員会資料4に基づきまして、令和3年度中学校学校選択状況につきましてご説明いたします。

中学校の学校選択制度につきましては、7月22日の当委員会におきまして、令和3年度における受入れ可能人数及び学校選択基準人数をご報告したところでございます。なお、受入れ可能人数及び学校選択基準人数につきましては、本日の資料の下段に参考として記載しております。

8月上旬に学校選択の申請書をお送りし、提出期限といたしていた9月15日までに回答のあった選択状況をご報告いたします。資料の上の表の太枠内ですが、令和3年度の中学校に入学予定の562名に申請書を送りした結果、麴町中学校、または神田一橋中学校に選択をした人数は398名となっております。

内訳ですが、麴町中学校は297名、神田一橋中学校は101名となっております。なお、この2校合わせた398名の中には、九段中等教育学校を受験するという方も含まれております。

また、資料の中段に記載しておりますが、57名という数字でございますが、57名につきましては、当初から私立学校等へ入学するという事で、区立学校には入学の予定はないということでございます。

続きまして、2、今後の予定でございますが、本日の常任委員会にご報告後、来週23

日に開催される教育委員会にご報告し、その後、区のホームページに本日のこの数字を掲載する予定です。

また、15日までは回答者からの変更を受け付けますので、最終的に10月15日の時点での人数によりまして、最終的には教育委員会が調整の実施について審議の上、決定するというごさいます。

ご説明は以上です。

○永田委員長 はい。

それでは、この件について質疑を受けます。

○牛尾副委員長 学校基準人数が250と。これでも、本会議の質問では多いんじゃないかという話がありましたけれども、このままいくと、297名ですから、調整をやっていくということなんですか。

○小原学務課長 はい。当初のご説明から、調整につきましては、この人数を超えたから必ずやりますというご説明というか、ではなくて、最終的にこの人数に基づいて、これから中等教育学校に入学する人数だとか、私立学校に入学する可能性の人数もごさいますので、それらを勘案しまして、また一方、当初、この学校選択制度という趣旨を踏まえて、なるべくその趣旨を踏まえて選択の希望はかなえるべきというご意見というか、そういう方向性もありますので、それらを勘案しまして、最終的に入学者の人数がどうなるかというのを踏まえて、教育委員会のほうで判断するものと考えております。

○牛尾副委員長 じゃあ、いわゆる基準人数は一応あるんだけど、場合によってはこれから減るかもしれないけど、多くなるかもしれないと。じゃあ、可能な限り、やっぱり選択したところに行っていたかどうかという、そういう方針なんですか。

○小原学務課長 学校の環境も、教育環境もありますけれども、その一方、先ほど申し上げましたけれども、学校選択、この学校に行きたいという子ども、生徒の意思というかそういう希望もありますので、そこの判断は最終的には教育委員会のほうでする予定ということで、今ここで、すみません、するかしないかというのはご答弁できないという状況になってしまうんですけども、はい、ご理解いただければと思います。

○牛尾副委員長 なるほどね。分かりました。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。では、学校選択状況について、以上で終了いたします。

一旦休憩します。

午後0時12分休憩

午後1時31分再開

○永田委員長 では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

地域振興部の報告事項に入ります。（1）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた商工融資あっせん制度新メニューの実施について、理事者からの説明を求めます。

○末廣商工観光課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた商工融資あっせん制度新メニューの実施についてご報告をさせていただきます。地域振興部資料4をご覧ください。

こちらにつきましては、先般の補正予算第3号に基づく事業になっております。

まず、1番、目的としましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、区内の企業の売上げは減少しているところがございますが、特に財務基盤がぜい弱な小規模な企業に絞った形で緊急融資を有利な条件で実施をするものになります。

特徴としましては、融資申込み時及び融資の返済期間において、中小企業診断士による経営相談を組み合わせることにによりまして、経営者にとって自社の課題に気づきを与えまして、経営改善を図りながら事業の継続性や成長を後押しするところが目的となっております。

2番、対象者になります。区内の小規模企業者になります。こちらにつきましては、法令に基づいて定められておりまして、従業員が20名以下、卸売業、小売業、サービス業につきましては、5人以下ということが基準となっております。

3番、条件としましては、原則としまして、新型コロナウイルス感染症拡大が、自社の経営に悪影響を及ぼしているところを条件とさせていただいております。こちらにつきましては、これまでの緊急性度につきましては、売上げの減少という定量面という形で判断をさせていただいているんですが、今回に関しましては、悪影響を定性面で判断をするということも特徴となっております。こちらにつきましては、区が実施しますワンストップ経営相談、または飲食店訪問サポートによる中小企業診断士が経営相談をする上で、この悪影響を受けているかどうかということを確認させていただくところでございます。

また、先ほど申した繰り返しになりますが、借入れした次年度以降に関して、希望者には区が実施する中小企業診断士の経営相談も、年に1回程度、実施することができます。

4番、内容になります。金利・限度額につきましては、特徴的なものをお伝えさせていただきます。融資限度額につきましては、上限が1,000万円、金利につきましては、区民の区分におきますと、本人負担のほうが「なし」、信用保証料も全額補助ということになりまして、区民に当たりましては、借入期間全期間にわたり無利息、無保証料ということが実質になります。こちらにつきましては、これまでにないような使い勝手のよい融資制度となっております。

借入期間におきまして、最大7年、据置期間を24か月という形で設定ができるところが特徴となっております。

申込期間におきましては、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに融資実行した分を対象にさせていただく予定です。

5番、予算規模につきましては、実行件数を240社想定しておりまして、予算額におきましては、利子補給と信用保証料を合わせまして3,262万円を予定しているところでございます。

説明は以上になります。

○永田委員長 はい。

それじゃあ、この件につきまして質疑を受けます。

○牛尾副委員長 まず、この条件のところ、今までは売上げ減があると認められた場合は貸付け、要するに融資を受けられると。で、今回は、それだけじゃなく、経営に悪影響を受けているだろうということで融資を受けられるということですけども、これは、例え

ばどういった場合がそういうふうなところが想定されるのか。何かこういうふうな基準があるとか。いかがですか。

○末廣商工観光課長 明確な基準というのは数値で表せるものではないので、具体的な例で説明させていただきますと、例えば販売先に限らず、仕入先が減ってしまって、仕入れの原価が上がってしまったらとか、従業員がこういった形なので離職をしてしまったらとか、そういった数字では表せないような悪影響というのを、診断士の専門家の意見を聞くことによって証明していただくという形で対応させていただきます。

○牛尾副委員長 例えば、こういう点が、これまでの納入していたところが減っちゃったとか、量が減っちゃったとか、そういうのでも実際に借受けができるということですね。

○末廣商工観光課長 はい。ご指摘のとおり、経営に対してそちらの、その変化によって経営に悪影響が及ぼされるという形で判断できたら対象になります。

○牛尾副委員長 あと、この融資を借りる際に、基本的に運転資金になるんでしょうけれど、例えば、よりお客さんを増やしたいがために、ちょっと店を、少し変えるとか、あとは、何かこう、いろんなものを購入して目立つようにするとか、そういったのにも使えるんですか。

○末廣商工観光課長 購入するものが資産にならないような、備品程度あれば運転資金として認めて、こちらで対象になるんですけども、例えば機械や装置などを買うという形だと、あと、店を拡張するとか、いわゆる資産になるようなものであれば設備資金という形になるので、こちらの制度はご利用できないんですが、設備を対応する有利な制度融資のメニューというのは取りそろえておりますので、そちらで対応させていただきます。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

○池田委員 こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたということですが、一応確認をしたいんですけども、これまで国や都が様々に、まあ、商工一融資までは行かないんですけども、対策はやっていると思います。で、千代田区としては、その国や都がやっていない融資も含めた支援というのを、区のほうが満たしていないところを補うというような認識を持っていたんですけども、いかがでしょうか。

○末廣商工観光課長 国や都のほうであっせん融資や、政府の金融機関のほうでコロナの対象の融資というのは実施されているところなんですけども、区だからできるというところの面で、今回はこちらの新メニューを設定させていただきました。

主な二つの特徴がありまして、一つ目は、融資の申込み時と返済時に、中小企業診断士という専門家による経営相談を受けながら、資金調達じゃないという形で、だけではないという形の支援だとかアドバイスをするというところが、ほかにはない制度のこちらの特徴になっております。

もう一つが、融資対象の資産につきましては、小規模企業者に特化したというところが特徴的でありまして、例えば国や東京都で実施している制度融資のメニューでありましたら、融資限度額は8,000万円というところではあるんですけども、そちらは、その場合は中小企業者という形で、もう少し規模が大きいところまでの企業を対象にしているところがございます。ただ、こちらの新メニューにつきましては、あえて財務基盤がぜい弱だということの小規模企業者に特化することによって、東京都や国との融資制度との差

別化を図っているところでございます。

○池田委員 説明はよく分かっております。で、この新しい新制度については、借入期間が7年ということで無利息、保証料も無料ということで、非常に他区と比べても大変ありがたい政策だと思っております。

ただ、一方で、これは、やはり無利息なんですけれども、返さなきゃいけないもので、これまで国や東京都から支援をもらっている店舗さんというのはあるんですが、そこに対象にならないところ、どうしてもその対象外になっているこの小規模企業者、小さい店舗さんについては、やはり融資ではなく何らかの支援が、私は必要かと思っておりますけれども、これ、この融資についての質疑かもしれないんですが、あえてここで確認をしたいんですけれども、区としては、今もう新しいメニューをこれで今実行していくところなんですけど、今後、これでは、これとまた同じように並行しながら、この小規模企業者に対して何らかの支援というのは考えていますか。

○末廣商工観光課長 前回の予算特別委員会の際に示させていただいた、第3次補正のアイデアレベルのメニューをいろいろ提案させていただく中には、融資に限らない形での小規模企業者のメニューというのは、我々から提案させていただいたところがございます。

で、今回の融資メニューを先に実施させていただいたというのは、まずは手元の資金を確保していただいて、今の資金繰りをまず安定化させていただきたいというところの支援をさせていただいているところがございます。

一方、今後、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代におきまして、安定をしてきた後に、次は成長、もっと売上げを伸ばすという段階、売上げの低迷したときから、今まで以上に伸ばしていくという段階になったときには、必ず新しい取組をしていかないといけないというところは、どちら、例えば飲食店だけではなくて、どんな業種でもあり得ることですので、そういった支援で、こういった支援をしていけるかということは、融資以外のメニューも今後継続して考えていきたいと、検討していきたいと考えているところがございます。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

○河合委員 この商工融資のあっせん制度なんですけども、前にも区のあっせん制度があって、違うところは無利子ですよというところですよ。それで、非常に、悪いと言っているわけじゃなくて、やはりきめ細かい対応が必要かと思うんですけども、この事業等は、給付金がこれで3回出ていますね。それから、持続化給付金も1回出ている。それから家賃補助が、今度は東京都も行うんで一一国と都か。から出る、と。かなり給付金等は、私は、個人的には厚くなっているのかなと思っております。

それで、商工融資、それをもらっても全然安心にならないよというところはたくさんあると思うんですけども、その商工の基盤を支えている次に来るのが、ビルのテナントのオーナーの問題。要するに、お店が駄目になって、ビルを出ますよと。もしくは、お店でなくて法人が借りていたけど、この千代田区に事務所を構えているメリットがないんで、また仕事が大分減ってきて、会社を維持できなくなってきたということでテナントを解約するという事例が地域でも何点か見られます。

で、融資制度も、今度は、いわゆる今は小売店とかサービス業等に特化をしていますけれども、その基盤を支えているビルのオーナーのほうの支援というのは今後検討なさってい

るのかどうか、その辺をお聞かせいただけますか。

○末廣商工観光課長 今ご質問いただきましたビルのオーナー、こちらに対する支援ということですが、千代田区としましては、ビル賃貸というのは、いわゆる地場産業というべきものだというところでは認識しているところでございます。

そういった中で、今このコロナ禍において事業が、売上げが伸びなかったりも、あと、テレワークなどの労働環境の変化などにおいて、撤退だとか、あと、規模の縮小とか、そういった形で都心から離れていっているという傾向はあるということも認識しているところでございます。

一方、その空いたスペースによって、活用するという新しいビジネスモデルなども、今後、生まれてくるものと期待しているところでありますが、そういったピンチをチャンスに変えるではありませんが、これまでの融資だとか給付金に限らない形でのご支援というのを、私たちはしていきたいというところを今後、考えている、検討しているところでございますが、具体的にはどうしたいというところは申し上げられるような状態ではないんですが、ビルオーナーに対する支援というの、その重要な位置づけだとは考えております。

○河合委員 新しい業種が入ってくるのも、ピンチはチャンスだというお言葉ですけども、確かに私もそう思います。ピンチはチャンス。で、じゃあ、その場所を、ピンチをチャンスにするには、どういう場所にしていったらいいかということもありますよね。ノウハウ、設備の問題。できれば、今度あったら、意識のあるオーナーが自発的に、その空いた場所をどういうふうに変えていくかという発想を持っている方だったら、それは問題ないかもしれない。でも、皆さんがそうとは限らないから、それに対するアドバイスのことをできるような相談機能を設けるとかですね。いわゆる今後の対応に対して、自分一人で考えるのではなくて、また、不動産屋さんの言いなりになるのではなくて、自らこの地域の地場産業として、テナント業がさらに発展するように、ご支援をいただければなと私は思っています。

ちなみに、統計を見ると、23区のビルの中で、ビルを借りていて、社員が1人、かかる工費が、経費か、6万4,000円かな、かかると。そうすると、給料のほかにテナントを維持するのに6万4,000円払わなきゃいけないと、そういう状態の千代田区であるということ深く認識をしていただいて、これは放っておくと、かなりの法人が外部へ漏れるという話には私はなると思うんで、その辺はきちりと対応をお願いしたいと思えます。

○末廣商工観光課長 今、河合委員のほうからご指摘いただいたアドバイスを反映させていただきながら、今後の事業展開に生かしていきたいと思えます。

○永田委員長 はい。

ほかにこの件について。

では、関連、どうぞ。

○牛尾副委員長 私、ビルオーナーの支援というのは本当に大事だというふうに思っています。ただ、これね、何といいますか、まちづくりともセットで考えていかないといけない問題だとは思っていますよ。今度、昨日、テレビにも出ていましたけど、390メートルのすごいのが、東京駅に建っちゃうじゃないですか、目の前に。それ以外にも、ビルが

次々に建つと。そうなると、どうしてもこのビルの空き室というのは、これから増えていかざるを得ないんじゃないかと。そういうようなのがどんどんどんどん建っちゃうとね。だから、本当にそうしたまちづくりでいいのかということも含めて、ビルオーナーへの支援ということを考えていかないといけないと思うんですね。

で、家賃補助、これも一つの手だとも思いますし、あらゆる考え方でテナントさんを支えていかないと、確かにこのビルオーナーも大変な状況になっていきますよね、これね。例えば、その東神田とか馬喰町とか、あの辺の中小ビル。古さを生かしたというかな、そこをリノベーションして、カフェとかブティックとかアトリエとか、そういうのが入って、一応そこにお客さんが集まってきているというようなやり方をしているというところもあるし、いろんな知恵を使ってビルオーナーの支援をお願いしたいんですけども、まちづくりとも合わさった考え方というのもちょっと考えていかないといけないと思いますんで、そこはちょっと、よくご検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○末廣商工観光課長 ご意見ありがとうございます。まさにビルオーナー、1社だけではなく、いわゆる点ではなくて、エリアという面で捉えて、そういった形で支援していくほうが好ましいというご意見だと理解するところでございます。そういった場合は、当然、私たちも必要だと思ひまして、例えばその地域による商工団体だとか、業種団体などと連携しながら展開していくという手法もあると思ひますし、まちづくりというイメージがありましたら、関係区内の、区庁内の関係部署と連携しながら、実施していくということも考慮していきたいと考えております。

以上です。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

○たかざわ委員 恐らく、これ、融資限度額が1,000万円とありますけども、1,000万を借りられるところって、そう多くないと思うんですね。それで、その限度額を決めるのは、各金融機関だと思うんですけども、確かに財務基盤がぜい弱なところが借りに来ますから、なかなかそれは厳しいものがあると思うんですが、そういうところでは、この中小企業診断士というのがサポートしてもらえるものなんですか。

○末廣商工観光課長 今ご指摘いただいたところであるんですけど、今回の融資に関しましては、中小企業診断士の経営相談というところが一つの売りになっておりまして、一方、ご相談に来るときに、融資を受けたいという思いが強くていらっしゃる企業者も多いと思うんですけども、一旦ご相談を受けて、立ち止まって考えていただくことで、今、融資が本当に必要なのか、もしくは、そうではなくて、ほかに、資金以外にも課題があるんじゃないかということところを、経営者に寄り添いながら一緒に考えることによって、最終的に融資が必要であれば、必要なだけ融資を申し込みすればいいですし、融資以外にもこういった助成金とか、補助金で対応できる面があれば、組み合わせでご提案をさせていただいたり、そういったところの情報というのが特に足りないのが小規模企業者ということもありますので、そういったところの強みというか、こちらの制度の強みを出しながら、寄り添いながら小規模企業者のほうを支援していきたいと考えております。

○たかざわ委員 確かにそうだと思うんですけども、なかなか金融機関の窓口、厳しいものがありまして、そう簡単には出てこないかという思いもあるんですね。そういう方は少ないと思うんですが、あるいは借りるだけ借りて逃げちゃおうかなんていうやからも、あ

るかもしれない。そういうところは厳しくしていかなきゃいけないとは思いますが、本当に困っていて、100万でいい、200万でいいというところ、それは、それこそそのスキームを融資を受けても持続できなくて、ポシャるところもあるかもしれないですね。で、そういう場合に、あるいは途中で、家賃が高いので区から撤退して、ほかのところでやりたいなんていう場合には、この融資というものはどういうふうになりますか。

○末廣商工観光課長 まず、一つ目のご質問のほうで、なかなかこう、ご融資額が調達できない可能性もあるということに関しましては、こちらは、区としましてはあっせん制度という位置づけですので、金融機関様と、あと保証協会のご協力がある中でできる制度だと思っていますので、そこら辺はご理解、金融機関様、保証協会様のほうにご了解を頂きながら、新規の新しいメニューということで何とか協力していただけるというところで申し上げていくしかないのかなと思っています

一方、区でできることといいましたら、例えば、個人事業主の方であれば応急資金のご手当てだとか、そういった形での少額のご手当てはできるのかなと考えているところでございます。

もう一つのご質問で、もし区外のほうに移転してしまった場合はこの制度がどうなるかということですが、今の現状のあっせん制度につきましては、区内に本店だとか事業所を定めているということが定められておりますので、返済中に区外に移転してしまった場合は、利子補給だとかに関しては一切、そこはできなくなってしまうという仕組みになっておりますので、次年度以降に診断士のほうの経営相談も、こちらの制度につきましては受けることもできるようになっておりますので、そういった中で、なるべく区内で事業継続できるようなアドバイスも踏まえながら実施していきたいと考えているところでございます。

○たかざわ委員 そうしますと、区外に出る場合は、利子補給、その他は受けられなくなるけれども、その場で全額返せみたいな話にはならないという認識でよろしいですか。

○末廣商工観光課長 はい。区外に移転されたとしても、利子補給が受けられなくなるだけで、ご返済、いわゆる免責されるような期限の利益がなくなって一括返済という形にはなりません。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、この件につきまして終了いたします。

続きまして、商工関係団体等支援事業の実施について、説明を求めます。

○末廣商工観光課長 それでは、商工関係団体等支援事業の実施についてご報告をさせていただきます。地域振興部資料5をご覧ください。

こちらも、補正予算（第3号）に基づく事業になっております。

1番、目的です。新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛などによる加盟事業者への配慮や、ポストコロナ状況下の営業活動に不可欠な新しい生活様式に沿った形で対応を取る区内の商工団体の活動を支援することを目的とした事業になります。

対象となる団体についてです。商店街や商店街連合会等の商店街関係の事業者、商工業連合会、商工会議所、業種別団体等のいわゆる商工関係団体を対象にさせていただいてお

ります。

3番、事業概要です。こちらにおきましては、予算特別委員会の際に頂いたご意見を踏まえて分かりやすく整理をさせていただいたところでございます。大きく分けて二つございます。

一つ目は、新生活様式対応補助金になります。各団体の新しい生活様式対応のための取組に対しまして、その経費を区が全額補助するものになります。対象となる取組の一例を書かせていただきました。例えば、透明アクリル板を購入する費用、マスク、消毒液などを購入して各会員企業様に配付するような購入費、また、道路占用許可基準の緩和を受けて、加盟する飲食店がテラス席の営業などを行うために商店街等が街区内道路を一括占用して通行止めをする際の警備員などの委託費などを想定しております。

対象期間につきましては、令和2年の2月1日から令和3年3月31日までを対象にしております。こちらの出発点の2月1日とさせていただいたのは、先般のご意見を踏まえまして、指定感染症が定められた2月1日というところを基準日に設定させていただいたところでございます。申請の受付期間に関しましては、令和3年3月31日までとさせていただきます。

もう一つの対象経費につきましては、会費減額給付金となっております。こちらにつきましては、団体の規約などで定めた会費額で、全会員から徴収した場合の年間予算額から減額した会費額を差し引いた額を対象にいたします。上限としましては、半額になります。対象期間につきましては、令和2年の4月1日から令和3年の3月31日までの1年分の会費を対象にさせていただくというところでございます。申請受付期限につきましては令和2年の12月25日という形で定めさせていただいて、今後、将来発生する3月31日までの会費を対象にするというところを考えているところでございます。

4番、補助率・限度額についてです。補助率につきましては、補助対象経費の10分の10になります。限度額につきましては、上限600万円、または団体区内会員事業者数×10万円の、いずれか低い額になります。例えば、会員企業数が30の団体でありましたら、掛ける10万円ですので300万円か600万円の低いほうという形なので、300万円が限度額になるところでございます。

予算額につきましては、1億2,000万円となっております。

報告は以上です。

○永田委員長 はい。それでは、この件について質疑を受けます。

○たかざわ委員 これ、会費減額給付金というの、ついたということですね。以前は新生活対応補助金という形だったんですけども、会費の減額給付金がついたということで、両方とも利用できるという認識でよろしいですか。

○末廣商工観光課長 はい。こちらの二つの対象を合わせて、上限額まで利用できます。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 ちょっとね、この支援事業にも関わるのかな。道路占用許可基準の緩和で、加盟店がテラス席で営業を行うと。そこへの例えば委託費等も支援するとなっているんですけど、ちょっとね、最近、相談があって、要するに、外で今、営業されているところで、やっぱり、どうしてもお酒とかを飲むから、声をご近所に響いてしまうと。で、かなりうるさいというようなちょっと相談も来ているんですけども、そこへの区としての

対応とかは考えていらっしゃるのかどうか。

○末廣商工観光課長 まず、こちらの道路占用許可の基準の緩和を申請するためには、我々商工観光課が関係部署に関しまして意見書を書いて、警察や保健所、あと庁内の部署のほうに申請を行うという流れになっております。その意見書を書かせていただく際に、近隣の住民へ迷惑をかけないように事前に周知をしていただいて、それなりの対策を取るということを条件つきにさせていただいているというところで、例えば、営業時間に関しましては住民の方々に迷惑をかけないような時間に設定していただいたり、ごみや、そういったものは必ず営業時間が終わった後に掃除をしてくださいということを条件にさせていただいているので、なるべく、そういったトラブル、苦情にならないような形を事前に、未然に防止をしているところでございます。

また、もう一つの工夫としましては、こちらの許可の期間というのは、国土交通省からは11月30日まで実施するということが通達で来ているところなんですが、我々、区の独自の仕組みとしまして関係部署と話し合った結果、1か月更新にしていこうという形になって、1か月後に、もし、我々が定めたルールを守っていただけないのであれば、次の更新は、なしにするという形で今は対応しているところでございます。

○牛尾副委員長 分かりました。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 今、牛尾委員のお話というのは、恐らく個店だと思うんですね。こちらの場合は、商店街とか、そういう、ある程度、通りの中のお話だと思うんですけども、もう既に個店なんかの場合は無許可で営業しているわけですよ、道路で。で、本会議質問で部長のほうの答弁で禁煙を条件に許可をしているということだったんですけども、それは個店にも許可をされているんでしょうか。

○末廣商工観光課長 はい。今回のこちらの占用許可に関しましては、ルール上、個店にお出しすることができないので、許可ができません。いわゆる線だとか面で許可して、各1店舗ずつの申請という形では受けられない形になっているので、そういった面では、しているか、していないかと言われれば、個店には許可はしておりません。

○たかざわ委員 ですと、やはり牛尾委員の先ほどのお話も、個店の話だと思うんですね。もう既にテラス飲み、道路飲みが推奨される前から、もう平気でやっているわけです。表にテーブルを並べたり、椅子を並べたり。それが、皆、周りで迷惑していますよと、そういう話だと思うんですけども。その辺は、以前も申し上げましたけども、道路公園課あるいは保健所あるいは清掃局なんかと一緒にあって対応して指導していただかないと、もう、物すごいですから、周りから苦情が来るのは当然だと思いますし。運転手、道路を通っている方からも結構、そういう苦情があるんですね。その辺はどういう対応をされるのか、部長のほうからご説明いただけますか。

○村木地域振興部長 本会議のご答弁でも申し上げましたが、今、たかざわ委員からご指摘がございましたように、うちの商工の関係だけではなくて、あるいは生活環境の安全生活課だけではなくて、保健所とか、それから道路の占有の問題がありますので、そちらの管理者とか、そういった関係部署で協力しまして、必要な指導等は行ってまいります。

また、特に悪質なものの場合につきましては、先ほど道路の通行が困難とか、そういうお話もございましたので、警察とかのご協力も頂きながら、それについては指導していき

たいと思いますので、もし、そういった悪質なものがあるということで情報等ありましたら、こちらのほうにお寄せいただければと思います。（発言する者あり）

○永田委員長 お願いします。

河合委員。

○河合委員 何点か、ご確認をさせていただきたいと思います。

会費減額給付金で、対象は全部、団体なんですけれども、年間の会費が幾らと。1万円だったら1万円と決まりますよね。それで、それを徴収した団体に対して補助を出しますよということですよ。そうすると、徴収はしているんだけど、今回は徴収しなかったと、こういう時期だから、そういう団体に対する対応というのは除外という考えでよろしいんですか。

○末廣商工観光課長 はい。こういった方を対象にするかということ、なかなかちょっと難しい表現で書かせていただいたので、ご理解いただけなかったのかなと思うところがあるんですが。こういった厳しい時代だから減額対応していただいた団体に対して、その減額した分に対して補助をお出しするという形になるので、間接的に加盟している個店の負担が減るといって、あと、団体については、会費の収入は我々のほうから半額賄われますので、団体のほうは収入が変わらないという形になります。

○河合委員 よく分かんないんですけれども。減額のね、要するに、半額の減額というのもあるし、全額もらいませんよというような、100%の減額もあるじゃないですか。だから、その率によって補助しますよと。もしくは、無理して払っちゃったところ、100%、こういう時期だけど団体を維持するために会費をもらいますよと。もらっちゃったところ、そこも全て、そこが対象になって支給をするという。ちょっと、この、細かいところのディテールが分からないので、その辺を教えてくださいませんか。

○末廣商工観光課長 まず、後半の部分の、既に会費を頂いてしまった団体はどうするかという部分につきましては、既に頂いている分に関して、減額分とみなして各会員のほうに返還することを証明していただければ、その返還分に対して対象にさせていただきます。

もう一つ、減額分が例えば全額だとか半額の場合は、こういった対応を取るのかということにつきましては、例えば、月1万円で掛ける1年で12万円、各会員から集めていたとしますと、半額の50%の6万円まで減額したのであれば、減額した6万円全額を対象にさせていただきます。また、もし、1年間、会費を全く集めないということをしている団体があったとしましたらば、その中の半額ですので、その場合も6万円までの対応という形にさせていただきます。

○河合委員 ありがとうございます。

あと、新生活様式対応補助金の件なんですけれども、対象の団体に、各取組をしたところには補助金を出しますよと。で、その補助金を出す一定のルールというのがある。要するに、各補助金、商店街でも振興組合でも、いろんな組織がたくさんありますよね。各団体によって、理事長とか役員の考え方が統一ではないと思うんですね。そうすると、補助金はもらったけれども、その補助金の運用に関しては、各商店街に全部任せているのか、それとも区としてこういうふうにやってくださいというマニュアルがあるのか、その辺を教えてくださいませんか。

○末廣商工観光課長 こちらの補助金に限らず、今、商店街だとか業種別団体のほうに実

施している団体全般に言えることなんですけど、まず、こういった事業計画で実施しますというところで申請をしていただいて、そちらに基づいた金額というのを概算払い、事前払いにしたり事後払いをしたりするという仕組みになっておりまして、そのスキーム自体は、こちらの補助事業も変わりません。なので、何を実施するかということをつからないで先に運用をお任せするという事は、まず、スキーム上、あり得ませんので。

まず、申請する段階で各傘下の会員企業様と団体様がお話し合っていて、みんなでこういった取組をやっているという同じ方向を向いた段階で申請していただいて、こちらの受付する段階でも融資と同様にワンストップ支援サービスによる中小企業診断士の面談を受けていただいて、新しい生活様式に対する取組で効果があるかどうかということのご相談も受けるということをつスキームとして実施させていただきますので、そういったご指摘をいただくような問題はあまりないのかなと考えております。

○河合委員 そうすると、その団体で方向性を決めて申請をします。そこは分かるんですけども、ビニールカーテンとかアクリル板とかマスク、消毒液というのは、もう各個店がね、この前も質問があったと思うんですけども、もう実施をしている。そうすると、この補助金を受けるには、商店街とか連合会、商店街で、みんなが今までやってきたことを取りまとめて、もう対策は終わっているんだけど、うちの商店街としてはこれをやり直すというふうに申請をすれば、補助金が出るという解釈でよろしいですかね。

○末廣商工観光課長 対象期間を過去に遡って2月1日にさせていただいたのも、団体の実施ではなくて、既に各個店の創意工夫によって物品を買われたり取り組んでいる事項もあるということをつ認識しておりますので、そういった方々も団体を通して支援できるように、要綱等を定めて対象にしていきたいと考えているところでございます。

○永田委員長 ほか、よろしいでしょうか。

○小野委員 テラス席営業ですとか、今のちょっと補助金について、少し補足で教えていただきたいことがあります。

まず、今回、テラス席営業を考えている団体が3か所あると、前回、ご答弁で頂いていると思いますけれども、その後、団体数に変化があれば教えてください。

○末廣商工観光課長 既に実施を始めた団体は一つございます。申請が上がっている団体は2団体ありまして、こちらで、まだ警察や保健所との調整を今後進めていただいて、近日中に実施をする見込みになっております。

一方、国が定めている期限というのが11月30日までになっていますので、なるべく早く運用していただくというのが我々としてもご支援する使命だと思っておりますので、円滑にお手伝いするような仕組みを、区商連様と今、連携しながら、なるべく、ご自身で申請するだけではなくて、例えば、行政書士のほうに間に入っていただくことによって、早くスピーディーに負担なく実施できるように、今、協力を依頼しているところでございます。

○小野委員 いろんなところでしっかりと連携をされているということで、意外と警察との交渉が結構ハードルが高いのかなと思うんですけども、そこはいかがですか。しっかり一緒になって警察への申請なども、してくださっている状況でしょうか。

○末廣商工観光課長 まず、計画をしていただく段階で、まちづくりの占用係のほうにご相談いただくということが我々の取決めをした流れの中で定めさせていただいて、その中

で、保健所と警察に事前に相談に行きながら、一番早く許可が下りるまでにはどうしたらいいかというところを、一緒に意見交換やお手伝いをしながら実施しているところでございます。

○小野委員 よく分かりました。ありがとうございます。

そうすると、例えば、認可が下りたところが、もう、1団体あるということですので、ある意味、モデルケースができたのかなと思います。ここで警備員の費用って結構かかると思うんですけども、例えば、支払いについては立替払いになっているのか、それとも請求が来た段階で区から、その費用について補助金を出していらっしゃるのか、その辺の細かいことで恐縮なんですけれども、ちょっと大きい金額だと思しますので、教えてください。

○末廣商工観光課長 まずは、こちらの商工団体と支援事業の補助事業自体が始まっていませんので、例えば、今、始まっている商店街様が、今、既に支払っている分に関しては、ご自身で今、負担していただいているところでございますが、こちらの補助事業自体は過去に遡って対象にさせていただきますので、こちらの事業が実施されて、申請していただいて手続を取っていただければ、なるべく早めにお手元に届くようなご支援はできます。

○小野委員 分かりました。そうすると、先方の申請と、それから、どのタイミングで始めているかということで、特段、どこに幾ら払うかとかいうところは、もう全ての団体にお任せをしているという状況ですね。はい。

2団体についても、そうすると、もし認可が下りたらスムーズにテラス営業が始まると思うんですけども、この後、増える可能性があるのか、または増やそうということでは何かPR的なものはされているのかどうか、そこだけ教えていただけますか。

○末廣商工観光課長 今後、増える見込みがあるかどうかということに関しましては、十分、増える見込みがあると思います。

PR活動につきましては、商店街連合会と協力しながら各商店街のほうにPRをさせていただいているとともに、今回、新しく事例ができましたので、成功した事例などを交えながら、有効的に売上げの、地域の活性化になるというところをご理解いただいた上で、十分にこの制度を活用していただきたいと考えているところでございます。

○小野委員 今回を機に、もしかしたら団体に今まで入っていなかったところも入るという選択になるかもしれませんが、ちょっと、これ、一つ、可能であればお願いなんですけれども、ごみの捨て方ですとかネズミの問題などもあると思いますので、場合によっては、これを機に、皆さんでそうしたこともしっかりと話をしていただけるような、そういう支援というか、ところもお願いできればありがたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○末廣商工観光課長 今、ごみの捨て方などのご指導ということでしたけれども、まさに今回、この占用許可基準に対して、どういった各商店街様が取り組んでいくかというところでいろいろご意見を頂いている中で、例えば、新しい会員が増えるかもしれないけど、今まで地域のそういったごみ捨て場の取組に協力していなかったところまで認めるのかとか、いろいろな前向きな意見だけじゃなくてネガティブな意見などもあった中、やはり各個店で、これは取り組むものじゃなくて、地域一体として取り組んでいく事業ということをご理解いただきながら、皆さんが気持ちよく利用していただくということを前提とした

事業ということをご理解いただいて、皆さんが、そういった協力的じゃない方も自主的に参加できるような、そういった雰囲気をつくろうと、そういったきっかけにもなるんじゃないかということを示させていただいて、我々は積極的にこちらを利用していただきたいというところを提案させていただいているところでございます。

また、ごみの捨て方につきましては、清掃工場などとも連携しながら、近所の方の苦情にもならないような形で、そういった取組を我々としても商工観光という立場から連携して図っていきたいと考えているところでございます。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 それでは、この件について終了します。

以上で報告事項を終了いたします。

執行機関から、その他、ございますでしょうか。

○大谷子ども総務課長 子どもの遊び場関係で、口頭でご報告をさせていただきます。

例年、この時期になりますと、蜂が飛散しているとか巣が見つかる場合がございます。そういった場合には、駆除しなくてはならない事案も発生している状況でございます。その際は、蜂の巣が見つかり、駆除が済むまで、安全確保ができるまでの間、子どもの遊び場や事業を急遽中止することとなります。その場合には、その箇所に中止の案内をするとともにツイッターなどで周知してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○永田委員長 質疑はよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 ほかに、その他事項、ございますでしょうか。

○新井子ども支援課長 それでは、認可保育園、認定こども園等の運動会について、口頭でご報告させていただきます。

毎年9月末から10月にかけて、各保育園は小学校の校庭等をお借りいたしまして運動会を開催しておりました。しかし、今年度につきましては、各園、コロナウイルス感染症の影響で、開催方法が様々となっております。従来どおり、場所は小学校の校庭や体育館を借り実施いたしますが、幼児クラスだけ実施する園、また、各クラス入替え制で実施する園、また、保育園内で実施する園、日頃の成果を動画で配信する園等、皆、工夫を凝らしながら取り組んでおります。保護者も2人以内と限定するなどしております。そのため、今年度は保育園の運動会の日程をお知らせするのも難しい状況、また、学校同様、来賓等もお呼びできないような状況となっておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○永田委員長 はい。この件について、質疑はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

では、次、その他、ございましたら、どうぞ。

○安田児童・家庭支援センター所長 前回8月27日の当委員会におきまして、一番町児童館給排水改修工事に伴う休館について、資料によりご報告をさせていただきました。その際、各委員のほうからお寄せいただきました質問の中で、私のほうからはっきりとした

お答えができなかったものがございますので、本日はそのご質問に対して口頭でご回答をさせていただきます。

まず、1点目、工事期間中における工事の実施時間帯は何時から何時になるかというご質問でございますが、午前8時から午後5時までを基本としております。

次に、児童館の前面道路が狭い幅員の道路ですが、重機等を停車させて工事をするのではないかというご質問でしたが、これは、今回の工事につきましては重機を使用することはありませんので、こういった重機等の前面道路への停車はございません。また、外に足場等も組むことはございません。

次に、トイレの改修に当たって、全てのトイレが洋式の便座になるかというご質問、また、温水洗浄機能付の便座になるのかというご質問を頂きまして、これにつきましては、全てのトイレが洋式の便座になります。また、温水洗浄機能につきましては、1階のだけでもトイレのほうにこの機能をつけるということになりまして。なお、既に地下のトイレ、地下のだけでもトイレは、既に以前、改修済みでございまして、こちらは洋式で温水洗浄機能がついているというものでございます。

ご報告は以上でございます。

○永田委員長 この件につきまして、質疑、確認事項、池田委員、大丈夫ですか。

○池田委員 はい。

○永田委員長 ほかになければ、その他、ほかにございますか。

○依田生涯学習・スポーツ課長 口頭にて2点、ご報告申し上げます。

外濠公園総合グラウンド、テニスコートの改修に係る休場についてでございます。改修場所は、同グラウンド内のテニスコートA及びBでございます。休場日程につきましては、令和2年12月29日火曜日から令和3年2月28日日曜日まで、年末年始の休場を含むということでございます。実際の工事日程でございますが、令和3年1月初旬から2月末日までを予定してございます。施工内容につきましては、人工芝の張り替え等でございます。

なお、工事につきましては、工事所管課とテニス協会等利用団体と当課において相談して決定したものでございます。

2点目でございます。「成人の日のつどい」でございますが、日時は令和3年1月11日月曜日、これは祝日でございます。会場につきましては、昨年同様、ホテルニューオータニ1階でございます。時間帯は13時から14時半を予定してございます。

なお、今年度、コロナ対応のため会場の人数制限等もあり、式の規模について、例年と変更がございます。詳細等、まとめ次第、また適宜、報告させていただきます。

報告は以上です。

○永田委員長 この件について、質疑、よろしいでしょうか。

○牛尾副委員長 成人の日のつどいですが、来年の賀詞交歓は、もう中止になっていると思うんですけど、この成人の日のつどいについては、これは人数制限を設けて、もう、あくまでもやるという方向で決めているということですか。

○依田生涯学習・スポーツ課長 はい。万全のコロナ対応ということで、例年ですと会食も丸テーブル等々で行っていたところなんですけど、会食を一部、お土産をお持ち帰りのような形に変更して、様式を少し工夫して実施する予定でございます。

○永田委員長 西岡委員。

○西岡委員 確認なんですけれども、これはオンライン参加とかもできるようになっているんですか。コロナ対策で来れない方も、オンラインで参加できるような形になっているんでしょうか。

○依田生涯学習・スポーツ課長 対象者が例年500名程度で、大体、参加率が5割強でございますので、ほとんど全員が参加できるような形でございますけれども、一部、オンライン参加というところも、ちょっと検討はしたんですが、そこについては、皆さん、会場にいらっやって交流していただくという趣旨でございますので、オンラインについては今のところ考えてございません。

○西岡委員 そうしたら、人数制限をするというのは、どういう意味ですか。ご説明していただけますか。

○依田生涯学習・スポーツ課長 こちら、会場が、シアター方式で入れると1,200人ぐらいは入るとのことなんですけど、ただ、それだと密になって、何というんですかね、1,200人のキャパに全員入るという形になると密になってしまいますので、おのずと、1,200人キャパのところを350人程度というキャパで行うということでございます。（発言する者あり）

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 今の西岡委員の質問と少し関連するんですけれども、そういう、会場が広くて人数制限をしながら、密にならないとはいえ、やはり、そこには足を運びたくないんだけど、成人のつどいに参加したいとか、その雰囲気を感じたいという同学年の方に対するオンラインでの放映というか、その辺の検討はされているんですか。

○依田生涯学習・スポーツ課長 他団体もオンライン参加みたいなのところを検討していたところもあるんですけれども、やはり一堂に会することがこの成人の日のつどいの趣旨だということで、オンライン参加みたいなものを変更して、また、元の全員参加型のものに変えたというような自治体もございます。一部参加されるというようなところというか、まあ、オンラインではないんですが、これ、式典の中身についてはビデオ等々で録画しますので、最後はそれを見ていただくような形がいいのかなというふうに考えています。（発言する者多数あり）

○河合委員 ちょっと、いいですか。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 お気持ちは分かるんですけども、本会議でも質問をしたように、デジタルな自治体になるというのは、こういうところをチャンスに改革をしていくということが私は一番大事だと思うんですよ。今言っているのは、通常でコミュニティを形成するには、みんなが集って、会って、楽しくやらなきゃいけないという気持ちは分かりますよ。でも、それが一つあることは事実かもしれないけども、新しい生活様式というのを、これから自治体は率先をしてやっていかなければいけない時代に、私はなったと思うんですね。そういうときに、あらゆる選択肢というのを、デジタルを含めた選択肢を考えていくというのが、執行機関の、私は務めかと思っておりますので、ぜひ、その辺も少し検討してくださいよ。まだ時間はあるでしょうから。

○依田生涯学習・スポーツ課長 こちらのホテル側の設備等々も、ちょっと勘案しないと

ならない案件かなと思います。それも含めて検討させていただきます。

○永田委員長 まだ検討の余地はあるということで、よろしいんですね。あと、オンライン参加じゃなくて、オンライン中継だけでも、とか。

○依田生涯学習・スポーツ課長 先ほど申し上げたとおり、設備の関係もございますので、その辺は、ちょっと対応可かどうかも含めて検討させていただきます。

○永田委員長 はい、分かりました。

その他、執行機関からございますでしょうか。（発言する者あり）

はい。ないですね。

じゃあ、委員の皆様から、その他。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。なしでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。じゃあ、その他も終了いたします。

それでは、本日の委員会、この程度をもちまして閉会といたします。ご協力、ありがとうございました。

午後2時32分閉会